|  |
| --- |
| **さいたま市立病院建設事業に係る**  **環境影響評価事後調査書（供用後）に対する意見書**  令和　　　年　　　月　　　日  　さいたま市長　　あて  （環境局環境共生部環境対策課）  住所  氏名  　　　　（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）    さいたま市環境影響評価条例第３７条第１項の規定により、標記事後調査書（供用後）に関し意見書を提出します。 |
| 【環境の保全の見地からの意見】 |

**さいたま市立病院建設事業に係る**

**環境影響評価事後調査書（供用後）に対する意見書の記載・提出について**

環境保全の見地から意見のある方は、どなたでも事業者に対し、環境影響評価事後調査書（供用後）（以下、事後調査書）の内容について、意見書により意見を述べることができます。

**１　記載方法**

(1)意見書には、事後調査書について環境の保全の見地からの意見を日本語で簡潔に記述してください。

(2)意見書には、必ず住所・氏名をお書きください。

(3)住所、氏名、対象事業の名称を記入してあれば、任意の用紙でも結構です。

**２　提出方法**

(1)意見書の提出期限は、令和７年９月19日（金）必着（郵送は当日消印有効）です。

(2)直接持参、郵送、ＦＡＸ又は電子メールのいずれかにより環境対策課へご提出ください。

　　持参、郵送　〒３３０－９５８８

　　　　　　　　さいたま市浦和区常盤６－４－４

さいたま市役所　環境対策課（７階）

　　ＦＡＸ　０４８－８２９－１９９１

　　電子メール　kankyo-taisaku@city.saitama.lg.jp

**３　環境影響評価に関するお問合せ先**

さいたま市環境局 環境共生部 環境対策課 環境審査係

　 ＴＥＬ　０４８－８２９－１３３２　　ＦＡＸ　０４８－８２９－１９９１

**４　意見書の取扱い**

　　市長は、提出された意見書の写しを事業者に送付し、事業者は見解を記載した書面（見解書）を、市長に送付します。

その意見書や見解書の内容を参考に、市長は事業者に対し市長意見を発出します。

**５　その他**

　　さいたま市ホームページ(https://www.city.saitama.lg.jp/001/009/007/p070021.html)でもご覧になれます。（下のQRコードからもご覧いただけます。）



さいたま市トップページ　＞　暮らし・手続き　＞　環境保全　＞　環境影響評価制度（環境アセスメント）